

令和 6 年 12 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 12 月 23 日 (月)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年12月23日(月)
午前9時30分開会 午前10時54分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第72号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第73号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第74号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第75号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
- 議案第76号 競売買受適格証明について(農地法第3条関係)
- 議案第77号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第78号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第79号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 農地基本台帳の登載について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	23 番 森下 秋吉
24 番 山崎 裕通		

6 欠席委員 21 番 村田 佳也 22 番 村松 桂子

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年12月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いたします。

会 長

<挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長

本日は、21 番 村田佳也委員 22 番 村松桂子委員 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いたします。

出席委員は、委員総数24名中 22 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認め、

議席番号14番 夏目静男委員、同15番 野口千恵子委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10日の書類説明会、農業委員による現地調査、16日の審査会を経て、本日の総会

までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

植田町地内3筆の所有権を移転する案件は、所有農地の一部において雑草が目立つ農地がありましたが、聞き取りの結果、ソルゴの収穫がされていないものでした。また、12月20日の現地調査において、収穫が行われたことを確認しております。

野依町地内1筆の所有権を移転する案件は、所有農地の一部において雑草が目立つ農地がありましたが、12月20日の現地調査において、保全状態にされたことを確認しております。また、申請地のハウスを利用し、大葉を栽培する予定ですが、従業員の増員は考えておらず、寺沢町地内に従事する従業員等で営農をする予定とのことです。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番及び4番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、10日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第70号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件がございますが、番号5番の1件につきましては、審査会でも議論のありました経営規模拡大の案件で多数のご意見があろうかと思っておりますので、まず番号1番から4番、6番の5件を先に審議いたします。その後に番号5番の1件を審議していただくという順序で進めて参りたいと思っております。

それでは番号1番から4番、6番の5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第70号、1ページをご覧ください。

番号1番から4番、6番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に番号5番の1件を上程いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

中山委員

はい、議長。この件につきましては、私は審査会に同席して、譲受人の意見を聞いていましたが、所有農地の牛川町地内2筆の農地は、昨年まで耕作をしていましたが今年は耕作が出来ていないとのことで、下条西町地内5筆の農地は水害の危険があるため耕作を控えており、すぐには耕作しないとのことでした。また、所有農地の石巻町及び石巻小野田町地内に植え付けている桑については、営農指導者が昨年2月から体調を崩して従事できていないとのことで、その他の職員で剪定等による管理をしているとの話もありましたが、十分な営農管理が難しい状況と思われます。

岩瀬委員

はい、議長。私も審査会に出席し、譲受人の意見を伺いましたが、申請地を耕作するためにどのように人員の確保をするか伺ったところ、職員の募集を求人サイト等で行っているとのことでしたが実績として過去に雇用があっても定職するまでに至らず、安定した雇用が出来ていない様子で、耕作に必要な従事者を確保する見込みがあるとは考えられませんでした。このまま経営規模を拡大しても従事者不足により申請地が不耕作地になってしまうのではないかと危惧しています。

近藤委員 はい、議長。私も平成 27 年に譲受人が農地を所有してから耕作状況を確認したり、営農指導を請われたこともあります。近年は耕作されていない状況が続いています。作付けされている桑についても管理されておらず、大きくなりすぎており害虫の発生が懸念されます。

議長 他に意見はありませんか。

それでは事務局から農地法第 3 条の見解を聞きます。

事務局 はい、議長。農地法で整理しますと、中山委員、岩瀬委員及び近藤委員の意見は、農地法第 3 条第 2 項の許可することができない要件の第 1 号の所有権等の権利を取得しようとする者等が耕作の事業等に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作の事業等に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業等を行うと認められない場合にあたると思われます。

議長 見解につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは審議に入ります。ご意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。採決につきましては、今までは慣例に基づきまして「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 18 条第 1 項の規定による異議の有無を諮る簡易表決で行いましたけれども、本件につきましては同規則第 17 条第 1 項を適用し、採決の方法をとって参りたいと思います。方法としては起立、挙手又は投票ということですが、挙手の採決を致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 それでは、挙手の採決で行います。

採決を致します。本案については、原案を不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

議長 過半数の賛成がありました。

よって本案は、原案を不許可とすることに決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 71 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 71 号、2 ページから 3 ページをお願いします。

番号1番から13番までの13件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・4番・6番・7番・9番・11番・12番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・8番・10番・13番です。

番号3番は一部の隣地の承諾がとれなかった旨、申請書に記載があります。隣地農地所有者を三度訪ねたが、応答がなく連絡がつかなかったとのことでした。隣地農地は不耕作地であり、現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしており、また申請地南側に位置していることから、日照の影響はないと考えられます。したがって営農条件への支障はないことが見込まれています。

番号5番は一部の隣地の承諾がとれなかった旨の経過書の添付があります。隣地農地所有者を訪ねて事業計画を説明したところ、パネルを敷地境界から離してほしいと要望があり、その要望に沿ってパネルを敷地境界から離す計画に変更しました。ただ変更後の計画で、改めて事業の説明をしたところ、異物である太陽光を設置することに同意はできないと回答があり、承諾をとることができませんでした。現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしている他、パネルについても敷地境界から十分離隔され、隣接農地に影を落とさない配置を計画しており、日照の影響はないと考えられます。したがって営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

大竹委員

番号5番の件についてお聞きします。一部隣接農地所有者からの承諾が取れなかったとのことですが、今回の許可要件に抵触しないか今一度確認させてください。

事務局

申請のありました農地転用計画に対する許可要件の一つとして、周辺の営農に対する支障の有無がございますが、隣接農地所有者からの承諾につきましては必要条件ではございません。本件につきましても申請書に添付

された土地利用計画の審査、及び事務局と農業委員による現地調査の結果を踏まえ、隣接農地への支障は無いものと判断したため許可相当として上程させていただいておりますが、今後仮に隣接農地所有者からの苦情等が寄せられた場合の対応につきましては事務局を案内していただければと思います。

大竹委員
議長
委員
議長

承知しました。

他にございませんか。

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号13番の1件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第72号

「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第72号、4ページをお願いします。

番号1番については、太陽光発電設備を設置するため令和6年5月13日付で許可を得ておりますが、許可取得後に土地の権利移動について、所有権移転から賃借権設定に変更することとなったものです。

パネルの配置等の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 別添資料 1-2 議案第 73 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 194 番までの 194 件を一括上程いたします。

なお、番号 22 番から 24 番・81 番・98 番・99 番は高部職務代理者が、番号 25 番・85 番は杉浦委員が代表を務める法人が、番号 138 番は彦坂委員がそれぞれ申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

高部職務代理者、杉浦委員及び彦坂委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。

議案第 73 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、12 月 25 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 28 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 194 件 355 筆 376,479.88 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 22 番から 24 番・81 番・98 番・99 番の 6 件、番号 25 番・85 番の 2 件、番号 138 番の 1 件、それ以外の案件と 4 つに分けて審議していきたいと思ひます。

まず、番号 22 番から 24 番・81 番・98 番・99 番の 6 件を審議いたしま

彦坂委員は復席してください。

〈彦坂委員 復席〉

議長 続きまして、番号 22 番から 24 番・25 番・81 番・85 番・98 番・99 番・138 番を除く 185 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 74 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第 74 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-2、29 ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、11 月 26 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、7 件 27 筆 36,106 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長

続きまして、資料 1 に戻り 議案第 75 号
「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号 1 番から 9 番までの 9 件、及び編入についての番号 1 番の 1 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長、議案第 75 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 9 件面積 21,156 m²、編入 1 件 2,261 m²です。

今回の案件につきましては、11 月 12 日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1、2 番が分家住宅、3、4 番が駐車場、5 番が建物敷地、6 番が食品製造工場、7 番が分家住宅、8 番が農家住宅、9 番が流通業務施設です。編入案件の目的としましては、集团的農地への編入が 1 件となります。除外・編入を合わせ 10 件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第 3 条の 2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第 1 項及び第 4 条の 5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第 1 項 第 27 号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

議 長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、同じく資料1 議案第76号
「競売買受適格証明について」を議題といたします。本案件は、農地法第3条許可に係る証明です。

事務局 番号1番の1件を上程いたします。内容については、事務局より説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

事務局 議案第76号、6ページをご覧ください。

事務局 番号1番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。願出地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

事務局 全案件とも 周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

事務局 詳細につきましては議案をご覧ください。

議 長 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

議 長 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議 長 これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価 買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が、今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときには、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第77号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

議 長 番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。
はい、議長。説明させていただきます。
議案第 77 号 7 ページをご覧ください。
議案第 77 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の
証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考
欄に記載のとおりでした。
この 4 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、
現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農
業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切
ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに
決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料 1 議案第 78 号
「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を
議題といたします。
番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 78 号 8 ページをご覧ください。
議案第 78 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあた
っての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考
欄に記載のとおりでした。
この 6 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農
地であることを確認しました。

以上です。

- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
- 議 長 続きまして 同じく資料1 議案第79号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第79号 9ページをご覧ください。
番号1番・2番の2件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。

<農地銀行運営委員会議>

(午前 10 時 38 分再開)

議 長

総会を再開いたします。

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 54 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年12月23日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 14 番 夏目 静男 委員)

議事録署名者
(議席番号 15 番 野口千恵子 委員)